

## 航空法

### 1. 案内情報

- ① 手続名： 航空機の航行の安全を確保するための装置を装備しないことの許可
- ② 手続根拠： 航空法第60条ただし書
- ③ 手続対象者： 航空機の使用、航空運送事業者等
- ④ 提出時期： 提出先にお問い合わせください。
- ⑤ 提出方法： 提出先にお問い合わせください。
- ⑥ 手数料： なし
- ⑦ 添付書類・部数： 提出先にお問い合わせください。
- ⑧ 申請書様式： 提出先にお問い合わせください。
- ⑨ 記載要領・記載例： 提出先にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先：
  - (1)航空法施行規則第145条及び第147条に規定する装置（無線電話を除く。）の装備に関するものであって、特定本邦航空運送事業者及び外国航空機に係るものにあつては、  
国土交通省航空局安全部航空安全推進室03-5253-8731
  - (2)上記以外のものにあつては、  
東京航空局保安部運航課03-6863-9337  
大阪航空局保安部運航課06-6937-2780
  - (3)ただし、(2)のうち、無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものにあつては、当該許可を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所  
(連絡先) [https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000058.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000058.html)
- ② 受付時間： 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口： ①と同じ

### 3. 手続情報

- ① 審査基準： 提出先にお問い合わせ下さい。
- ② 標準処理期間： 1～2週間（提出先が国土交通省航空局の場合にあつては、2～4週間）
- ③ 不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）